

法文化学会設立のご案内

拝啓

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

私どもは日本における法文化に関する研究の発展と研究者相互の交流を願い、このたび法文化学会の設立を發起いたしました。つきましては、平素、日本および世界の法文化研究に積極的に取り組んでおられる方々、および法文化に関心をお持ちの方々に「設立会員」として本学会の設立にご参加いただけるよう呼びかけを行っております。

貴台にも、設立の趣旨をご理解賜り、是非ご参加いただきたくご案内申し上げます。

なお、1998年10月24日に3頁記載のとおり設立総会・第1回研究大会を慶應大学三田キャンパスにおいて開催させていただきたいと存じますので、ご出席賜りますようお願い申し上げます。

敬具

1998年9月14日

法文化学会呼びかけ人代表 / 真田 芳憲
法文化学会呼びかけ人一同
第1回研究大会委員長 / 森 征一
法文化学会事務局 / 津野 柳一

記

申込み: 同封の郵便振替払込書または郵便局備え付けの用紙に必要事項をご記入の上、初年度学会費・大会参加費(昼食代等を含む)・設立祝賀会費のうち該当する費用の合計額をご送金ください。
(恐縮ですが、料金をご負担くださいますようお願い申し上げます。)

締切り: 事務処理の都合上、10月15日を設立会員申込の一応の締切日とさせていただきます。
(設立総会以降に受付した申込は、規約に定める要領にしたがって処理させていただきます。)

送金先: 郵便振替口座番号 00120-8-196962 津野柳一

初年度学会費	3,000 円
大会参加費	1,000 円
設立祝賀会費	5,000 円
合計	円

連絡先: 〒 192-0393 東京都八王子市東中野 742-1
中央大学法学部津野研究室内 法文化学会事務局
電話 042-674-2226(研究室受付)

法文化学会設立呼びかけ人

後藤安恕(名古屋大学)・岩谷十郎(慶應大学)・王 云海(一橋大学)・勝田有恒(駿河台大学)
後藤武秀(東洋大学)・斉藤誠二(中央大学)・真田芳憲(中央大学)・佐藤信夫(山梨学院大学)
津野柳一(中央大学)・村上 裕(関東学院大学)・森 征一(慶應大学)・森田成満(星薬科大学)・
屋敷二郎(一橋大学)・山内 進(一橋大学)

法文化学会へのお誘い

世紀末の現在から 20 世紀全体を振り返ってみると、世界が大きく変わりつつある、という印象を強く受けます。20 世紀は、自律的で自己完結的、自己決定を至高とする西欧的国民国家の時代で、それぞれが神ともいえる個別国家が互いにおつかり合い、欧米諸国を中心とする列強がその生存をかけて二度も大規模な戦争をおこしました。法もまた、当然のごとくそれぞれの国で完全に完結した体系とみなされ、学問的にもそれを自明とする解釈学が主流でした。法を歴史的に理解しようとする試みも、その完結した体系に連なる、一国民国家の法の歴史に限定されがちでした。

しかし、21 世紀をむかえるいま、国民国家は国際社会という枠組みに強く拘束され、諸国家は協調と相互依存への道を歩んでいます。経済のグローバル化と EU の成立は、その動きをさらに強めました。また、その一方で、ベルリンの壁とソ連の崩壊は、民族紛争と宗教的对立を顕在化させ、民族や宗教の差を超えるはずの国民国家という存在にあらためて深い疑念を抱かせました。さらに、湾岸戦争の勃発は文明の衝突という概念すら生み出すにいたっています。19・20 世紀型国民国家の完結性と普遍性への信仰は大きく揺らぎ、その信仰と固く結びついた西欧中心主義的な歴史観は反省を迫られています。すべてが国民国家に流れ込むという立場、すべてを国民国家から理解するというこれまでの思考形態では、この現代と未来を捉えることはもはや不可能といえるでしょう。21 世紀を前にして、私たちは、政治的な国家という単位や枠組みでは捉え切れない、民族や宗教、文明や文化、地域と世界、そしてそれらの法・文化・経済的な交流と対立に視座を据えた研究に向かわなければなりません。

このことは、法のあり方とその認識形態である法観念に関しても当然にいえることと思われまふ。国民国家的法システムと法観念を歴史的にも地域的にも相対化し、過去と現在と未来、欧米とアジアと日本、イスラム世界やアフリカなどの非欧米地域の法とそのあり方、諸地域や諸文化、諸文明の法と法観念の対立と交流を総合的に考察することが必要です。この作業は、非常に大掛かりなので、一人一人が個別的に試みるだけではとうてい十分とはいえません。問題関心を共有する人々が集い、多角的に議論、検討し、その成果を発表することが必要です。そのため場がいま求められています。私たちは、そのような思いから法を国家的実定法の狭い枠にとどめず、法文化という、地域や集団の歴史的過去や文化構造を含み込む概念を基軸とした研究交流の場をここに設定することにしました。

私たちが目指している法文化研究の基礎視角は、一言でいえば、「法の^{クロノトポス}時空」的研究です。それは、各時代・各地域の時空に視点を据えて、法文化の時間的、空間的個性に注目するものです。この時空的研究は、歴史的かつ比較的方法にのっとり行われますが、言葉や態度の表現や意味、相互の交流や通信に着目する情動的アプローチも重視します。それゆえ、私たちは、法文化の時空的研究を主として歴史、比較、情報の三つの角度から推進したいと考えています。また、この研究は、未来に開かれた現代という時空において展開される、たとえば環境問題や企業法務などの実務的分野が直面している先端的な法文化現象も考察と議論の対象とします。この意味において、本学会は、学術的であると同時に実務にとっても有益な、法文化の総合的研究を目的とします。

本学会は、叢書『法文化—歴史・比較・情報』（国際書院）を発刊し、毎年単行本として刊行することによって、研究年報として位置づける予定です。第一巻は、『混沌のなかの所有』という書名で準備を進めております。（執筆をご希望の方は、事務局にお問い合わせください。）

法文化に関係する分野でそれぞれ研究・実務活動を続けている皆さんの参加を期待します。本学会は、先行諸学会と協調しつつ、実定法の専門家や実務家とも連携し対話することを願っています。

呼びかけ人

勝田有恒・後藤武秀・真田芳憲・佐藤信夫・津野柳一・村上裕・森征一・森田成満・屋敷二郎・山内進

法文化学会 設立総会・第1回研究大会のご案内

日時: 1998年10月24日(土曜日) 午前10時開始

会場: 慶應義塾大学三田キャンパス 新研A・B会議室(地図G研究室棟)

〒108-8345 東京都港区三田2-15-45

電話 03-3453-4511(代表)

当日連絡先 電話 03-3453-4511-(内線)3001～3002

控室: 新研1階教員談話室(地図G研究室棟)

設立祝賀会: 北新館2階ファカルティクラブ(地図M)

会場へのアクセス: * JR山の手線・京浜東北線 田町駅下車徒歩8分

* 地下鉄都営浅草線・都営三田線 三田駅下車徒歩7分

プログラム

9時30分 受付開始

研究大会

10時 中国における所有

王 晨 (大阪市立大学助教授)

11時 啓蒙期自然法論における所有権の移転論

——プーフェンドルフとヴォルフの断絶——

笹津 安恕 (名古屋大学情報文化学部教授)

設立総会

12時 議事(規約の決定、役員選出等)

昼食(軽食をご用意いたします。)

記念講演

13時30分 日本の法文化としての談合

勝田 有恒 (駿河台大学法学部教授)

設立祝賀会

15時 ファカルティクラブ(慶應義塾大学三田キャンパス内)にて

啓蒙期自然法論における所有権の移転論 ——プーフェンドルフとヴォルフの断絶——*

筏津 安恕†

法文化学会第1回研究大会・慶應義塾大学・1998年10月24日

啓蒙期自然法論に関する現在の有力な見解は、グロチウス、プーフェンドルフ、(トマジウス)を経て、Ch. ヴォルフをその総合者と位置づけている。啓蒙期に形成された自然法論的私法理論が、ドイツの近代法学の形成にとって重要な役割を果たしたことは、今日では一般に承認されている。また、著者の関心に応じて、プーフェンドルフをドイツ近代私法学の祖と位置づけたり、ヴォルフをドイツ近代法学の祖と位置づけたりするというようなことが行われている。

このような見解は、単線的発展史観とでもいうべきものを前提としているように思われる。ドイツ民法の枠組みを前提として、現在の思考枠組みを過去の理論に投影し、現在につながるものを探し出し、単線的に現在につながる理論の流れを構成する。このような考察は、啓蒙期自然法論の展開における連続と断絶を構造的に把握することを困難にする。

わたしは、もっと歴史的な観点を強調するべきだと考えている。すなわち、啓蒙期自然法論は、ドイツ的な思考枠組みの成立する以前に展開された理論であって、自然法の論者がどのような考え方と対峙し、どのような技術を用いてそれを克服しようとし、どのような新しい知見を加えたのか、ということ綿密に検討してみる必要があると、わたしは考えている。そうすれば、啓蒙期自然法論は、単線的な発展史観では整理のつかない、アイデアの宝庫であることが理解されるはずである。

拙著「失われた契約理論」(昭和堂、1998年)では、ヨーロッパ大陸法系の契約理論において、現在ではすっかり忘れられてしまっているが、プーフェンドルフを始祖とするひとつの典型的な契約理論が歴史上存在しており、しかも一定の影響をもっていたことを論じておいた。プーフェンドルフの契約理論は、ドイツにおいてではなく、フランスにおいて命脈を保っていると考えたほうがはるかに理解しやすい。法的思考原理の特徴を捉えた場合には、プーフェンドルフをドイツ近代法学の祖とすることには無理がある。

プーフェンドルフのそのような理解は、Laesio enormisの制度に対する態度、所有権の移転論、契約の締結モデル、合意の法的性格をどうみるか、1つの基準によってうるることができる。これらの基準をもちいると、プーフェンドルフは、ドイツ的契約理論とはまったく異質な契約理論を展開していたことが判明する。

今回の研究報告では、これらの4つの基準のうち、所有権の移転論だけを取りあげて、プーフェンドルフとヴォルフの理論の相違を検討してみたい。プーフェンドルフは、合意のみによって所有権が移転すると主張する。ヴォルフは、合意のみによる所有権の移転論を原則としては主張するが、同時に *jus in re* と *jus ad rem* の区別をも導入してくる。そうすると、物を譲渡する契約を締結する場合、契約の締結によって取得されるのは、*jus in re* なのか、*jus ad rem* なのかという問題が発生する。これは、プーフェンドルフの理論においてはまったく存在しない問題である。

この問題の考察を中心として、プーフェンドルフとヴォルフの理論の間には、あまり目立たないが、しかし深い溝が存在することを論じてみたい。

*一部事務局の責任で訂正させていただきました。

†名古屋大学情報文化学部教授

慶應義塾大学三田キャンパス案内

会場 慶應義塾大学三田キャンパス

東京都港区三田 2-15-45 電話 03-3453-4511 (代表)

* 研究室受付 (内線) 3001-3002 (緊急) 03-3453-4535

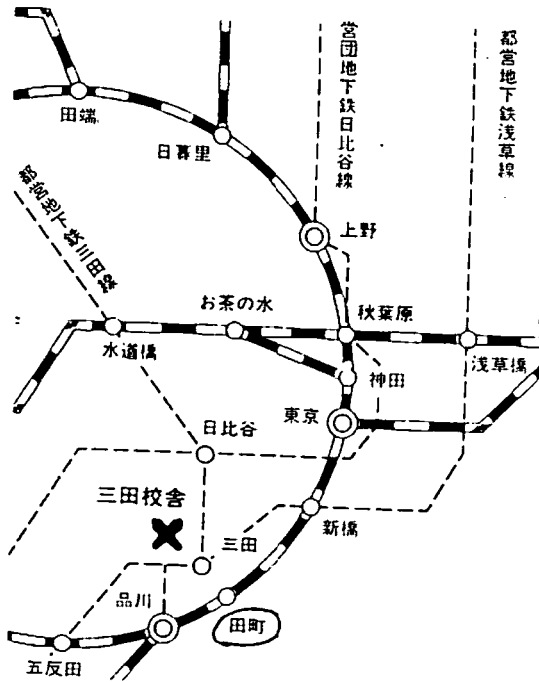
* 総会会場 研究室棟 (新研) 1階A・B会議室 (地図G)

* 控室 研究室棟 (新研) 1階教員談話室 (地図G)

* 設立祝賀会会場 北新館2階ファカルティクラブ (地図M)

交通手段 * JR山手線・京浜東北線 田町駅下車徒歩8分

* 地下鉄都営浅草線・都営三田線 三田駅下車徒歩7分



三田キャンパス

